

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	神戸市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和6年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法等関係法令に基づき、以下のような事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 妊娠の届出時に保健師による面接を行い、母子健康手帳、妊産婦健康診査受診券、新生児聴覚検査費用助成券、予防接種券の交付と公費助成の管理の必要なバーコードシールをシステムから出力して交付している。妊娠届出書のアンケートの情報を事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。妊娠の届出時に妊婦の個人番号の提供を受ける。 2. 妊産婦健康診査助成 妊産婦が医療機関で妊産婦健康診査を受診する際にバーコードシールを貼付した妊産婦健康診査受診券を医療機関に提出することで、受診券に記載された金額分の公費助成を実施している。受診後に受診券を市が回収しパンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、受診券使用履歴として登録する。なお受診券に個人番号は含まない。 3. 新生児訪問指導 生後4か月を迎えるまでの児を対象に、すべての家庭を保健師または助産師が訪問し、児の健康状態や母親の産後の体調の確認と、育児について相談に応じる。新生児訪問指導票(個人番号は含まない)を事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。 4. 乳幼児健康診査 神戸市では4か月児健康診査(BCG接種含む)、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、フォロー健康診査(9か月児健康診査は外部委託している)を実施しており、各健康診査の対象になる児を住民記録システムから提供されたデータから抽出し、健診票、問診票(個人番号は含まない)の出力を行う。健康診査受診後は健診票・問診票を回収し、事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。健康診査で精密検査が必要と診断された児には精密検査依頼書(個人番号は含まない)を発行し、児に指定医療機関やこども家庭センターでの精密検査の受診を勧奨する。受診後は医療機関やこども家庭センターから精密検査報告書を受領し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させる。 5. 新生児聴覚検査助成 新生児が医療機関で新生児聴覚検査を受検する際に、バーコードシールを貼付した新生児聴覚検査費用助成券を医療機関に提出することで、助成券に記載された金額分の公費助成を実施している。受検後に助成券を市が回収し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、助成券使用履歴として登録する。なお、助成券に個人番号は含まない。 6. 番号法に基づく情報連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、以下の特定個人情報について情報提供ネットワークシステムに接続し情報照会を行うとともに、他機関からの情報照会に対応するため中間サーバーに副本を登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法による被災者台帳作成のため、妊娠の届出に関する情報 ・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事務に係る乳幼児健康診査に関する情報
③システムの名称	こうべ健康いきいきサポートシステム、共通基盤システム(庁内連携システム)、統合宛名システム(宛名システム等)、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の七十の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80, 95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署名:市長室広報戦略部市民情報サービス課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5715
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:こども家庭局家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	評価書名	母子健康手帳の交付に関する事務 基礎項目評価	神戸市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成28年8月31日	事務の概要(前半)	母子保健法に基づき、妊娠の届出、保健指導、妊娠の届出を行ったものに対する母子健康手帳の交付に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第7号別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、災害対策基本法による被災者台帳の作成のため、妊娠の届出に関する情報の提供を行う。	母子保健法等関係法令に基づき、以下のような事務を行っている。 1. 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 妊娠の届出時に保健師による面接を行い、母子健康手帳、妊婦健康診査補助券、予防接種券の交付と公費助成の管理の必要なバーコードシールをシステムから出力して交付している。妊娠届出書のアンケートの情報を事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。妊娠の届出時に妊婦の個人番号の提供を受ける。 2. 妊婦健康診査 妊婦が医療機関で妊婦健康診査を受診する際に、バーコードシールを貼付した妊婦健康診査補助券(個人番号は含まない)を医療機関に提出することで、補助券に記載された金額分の公費助成を実施している。受診後に補助券を市が回収し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、補助券使用履歴として登録する。 3. 新生児訪問指導 生後4か月を迎えるまでの児を対象に、すべての家庭を保健師または助産師が訪問し、児の健康状態や母親の産後の体調の確認と、育児について相談に応じる。新生児訪問指導票(個人番号は含まない)を事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。	事前	
平成28年8月31日	事務の概要(後半)	同上	4. 乳幼児健康診査 神戸市では4か月児健康診査、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、フォロー健康診査(9か月児健康診査は外部委託している)を実施しており、各健康診査の対象になる児を住民記録システムから提供されたデータから抽出し、健診票、問診票(個人番号は含まない)の出力を行う。健康診査受診後は健診票・問診票を回収し、事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。 健康診査で精密検査が必要と診断された児には精密検査依頼書(個人番号は含まない)を発行し、児に指定医療機関やこども家庭センターでの精密検査の受診を勧奨する。受診後は医療機関やこども家庭センターから精密検査報告書を受領し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させる。 また、4か月児健康診査でBCGの接種を行っており、その日に受診できなければ別日にBCG予診票(個人番号は含まない)を記載してBCGのみ受診する。その予診票を回収し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。 5. 番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第19条7項別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、災害対策基本法による被災者台帳作成のため、妊娠の届出に関する情報の提供を行う。	事前	
平成28年8月31日	特定個人情報ファイル名	妊娠届出ファイル	母子保健ファイル	事前	
平成28年8月31日	評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	30万人以上	事前	
平成28年8月31日	いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	
平成28年8月31日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事前	
平成29年7月10日	いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月10日	事務の概要	妊婦健康診査補助券	妊婦健康診査助成券	事後	適正な文言へ修正
平成30年4月2日	所属長	こども家庭支援課長 延原 尚司	こども家庭支援課長 吉井 良英	事後	
平成30年4月2日	いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月2日	事務の概要	2.妊婦健康診査	2.妊婦健康診査助成	事後	適正な文言へ修正
平成31年2月22日	事務の概要	妊婦健康診査	妊産婦健康診査	事後	適正な文言へ修正
平成31年2月22日	所属長の役職名	こども家庭支援課長 吉井 良英	こども家庭支援課長	事前	「所属長」から「所属長の役職名」への様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月22日	事務の概要	<p>4. 乳幼児健康診査 神戸市では4か月児健康診査、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、フォロー健康診査(9か月児健康診査は外部委託している)を実施しており、各健康診査の対象になる児を住民記録システムから提供されたデータから抽出し、健診票、問診票(個人番号は含まない)の出力を行う。健康診査受診後は健診票・問診票を回収し、事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。</p> <p>健康診査で精密検査が必要と診断された児には精密検査依頼書(個人番号は含まない)を発行し、児に指定医療機関やこども家庭センターでの精密検査の受診を勧奨する。受診後は医療機関やこども家庭センターから精密検査報告書を受領し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させる。</p> <p>また、4か月児健康診査でBCGの接種を行っており、その日に受診できなければ別日にBCG予診票(個人番号は含まない)を記載してBCGのみ受診する。その予診票を回収し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。</p>	<p>4. 乳幼児健康診査 神戸市では4か月児健康診査(BCG接種含む)、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、フォロー健康診査(9か月児健康診査は外部委託している)を実施しており、各健康診査の対象になる児を住民記録システムから提供されたデータから抽出し、健診票、問診票(個人番号は含まない)の出力を行う。健康診査受診後は健診票・問診票を回収し、事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。</p> <p>健康診査で精密検査が必要と診断された児には精密検査依頼書(個人番号は含まない)を発行し、児に指定医療機関やこども家庭センターでの精密検査の受診を勧奨する。受診後は医療機関やこども家庭センターから精密検査報告書を受領し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させる。</p>	事後	適正文言へ修正・事務の削除
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署名	こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課	こども家庭局こども育成部家庭支援課	事前	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭支援課長	家庭支援課長	事前	
平成31年4月1日	連絡先	部署名:こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	部署名:こども家庭局こども育成部家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	事前	
令和1年12月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>1. 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 妊娠の届出時に保健師による面接を行い、母子健康手帳、妊産婦健康診査助成券、予防接種券の交付と公費助成の管理の必要なバーコードシールをシステムから出力して交付している。妊娠届出書のアンケートの情報を事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。妊娠の届出時に妊婦の個人番号の提供を受ける。</p>	<p>1. 妊娠の届出・母子健康手帳の交付 妊娠の届出時に保健師による面接を行い、母子健康手帳、妊産婦健康診査助成券、新生児聴覚検査費用助成券、予防接種券の交付と公費助成の管理の必要なバーコードシールをシステムから出力して交付している。妊娠届出書のアンケートの情報を事業者がOCRによりデータ化し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力する。妊娠の届出時に妊婦の個人番号の提供を受ける。</p>	事前	
令和1年12月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	記載無し	<p>5. 新生児聴覚検査助成 新生児が医療機関で新生児聴覚検査を受検する際に、バーコードシールを貼付した新生児聴覚検査費用助成券を医療機関に提出することで、助成券に記載された金額分の公費助成を実施している。受検後に助成券を市が回収し、パンチ業者に引き渡し電子データ化して市に納品させ、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、助成券使用履歴として登録する。なお、助成券に個人番号は含まない。</p>	事前	
令和1年12月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>5. 番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第19条7項別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、災害対策基本法による被災者台帳作成のため、妊娠の届出に関する情報の提供を行う。</p>	<p>6. 番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第19条7項別表第二に基づき、以下に掲げる特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムに接続し情報照会を行うとともに、他機関からの情報照会に対応するため中間サーバーに副本を登録する。 ・災害対策基本法による被災者台帳作成のため、妊娠の届出に関する情報 ・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事務に係る乳幼児健康診査に関する情報</p>	事前	
令和1年12月3日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第7号	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の56の2の項、69の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号、第38条の3第1号～7号	事前	「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号」への変更は事後だが法改正に伴う条項ずれであり、重要な変更ではない。
令和1年12月3日	I 基本情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	部署名:市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課	部署名:市民参画推進局 市民情報サービス課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年9月30日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども家庭局こども育成部家庭支援課	こども家庭局家庭支援課	事後	職制改正であり、重要な変更ではない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 開示請求、問い合わせ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	部署名:市民参画推進局 市民情報サービス課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5715	部署名:市長室広報戦略部市民情報サービス課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5715	事後	職制改正であり、重要な変更ではない
令和2年9月30日	I 開示請求、問い合わせ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	部署名:子ども家庭局子ども育成部家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	部署名:子ども家庭局家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	事後	職制改正であり、重要な変更ではない
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6. 番号法に基づく情報連携 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第19条7項別表第二に基づき、以下の特定個人情報について情報提供ネットワークシステムに接続し情報照会を行うとともに、他機関からの情報照会に対応するため中間サーバーに副本を登録する。	6. 番号法に基づく情報連携 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、以下の特定個人情報について情報提供ネットワークシステムに接続し情報照会を行うとともに、他機関からの情報照会に対応するため中間サーバーに副本を登録する。	事後	法改正に伴う条項ズレであり重要な変更ではない
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号～8号	・番号法第9条第1項別表の七十の項	事後	法改正に伴う条項ズレであり重要な変更ではない
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の56の2の項、69の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号、第38条の3第1号～7号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95の項	事後	法改正に伴う条項ズレであり重要な変更ではない
令和6年12月9日	I リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和6年12月9日	I リスク対策 9. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	記載なし	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	